

別表（第4条、5条、6条関係）

区 分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上			
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～ 出産予定日から1年（※）	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証 等）	必要と認める期間 （原則1年以内）	

（※） 出産後は乳児と同伴の場合に限る。